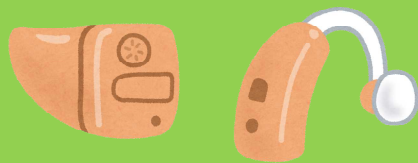


令和7年4月1日～

65歳以上の高齢者を対象に 補聴器購入費用の助成を開始します。



平内町役場 福祉介護課 介護保険係 TEL:017-755-2114

●事業の概要について

平内町では、令和7年4月1日より聴力の低下により日常生活に支障をきたしている65歳以上の高齢者に対して、コミュニケーション能力の維持や認知症予防となるよう、補聴器購入にかかる費用の一部を助成することといたしました。

●事業対象者の要件について(以下の(1)～(5)全ての要件を満たす方)

- (1) 平内町に住所がある満65歳以上の町民の方。(※)
- (※) 平内町の介護保険資格を持っている方が対象。
- (2) 両耳の聴力レベルが原則として30dB以上70dB未満で、身体障害者手帳(聴覚障害)の交付対象外の方。
- (3) 補聴器相談医により補聴器の必要性が認められた方。
- (4) 認定補聴器専門店から補聴器を購入すること。
- (5) 過去5年間、この事業の助成を受けていない方。



●助成対象と助成費用について

補聴器本体購入費用に対して**30,000円を上限**として助成いたします。

(※)こちらの事業に申請する前に購入されたものや、交付決定される前に購入されたものは対象外になります。

(※)「補聴器」とは、集音器を除き管理医療機器として認証を得ている新品のものに限ります。

(※)片耳、両耳問わず上限は30,000円です。

(※)本体購入費用以外の購入前に係る費用や購入後のメンテナンス等の費用は対象外です。

【裏面に申請手順を記載しています。】

令和7年4月作成

●申請から助成までの流れについて

①申請書等の入手

福祉介護課介護保険系の窓口かホームページにて、申請書と医師意見書(補聴器適合に関する診療情報提供書(2018))を入手します。

②耳鼻科の補聴器相談医に受診

1. 医師意見書を持参して補聴器相談医に受診してください。
2. 医師に補聴器の使用が必要と確認されたら、医師意見書の作成を依頼して下さい。受診料、検査料、文書料等は自己負担となります。
※医療費控除も考えの場合は、補聴器相談医へご相談ください。

③認定補聴器専門店で見積書を作成

申請書と医師に記入してもらった医師意見書を持参して、認定補聴器専門店で補聴器を選び見積書を作成してもらいます。

④町へ申請と決定

1. 申請書、医師意見書と見積書を福祉介護課介護保険係に提出します。
※医師意見書作成日から6か月以内を目途に提出してください。
2. 助成対象の場合、決定通知書と請求書(町指定様式)が届きます。この決定通知書が届いたら補聴器を購入可能になります。

⑤購入・助成

1. 決定通知書、請求書(町指定様式)と医師意見書を持参して、見積書を依頼した認定補聴器専門店で補聴器を購入し領収書を発行してもらいます。
2. 請求書と領収書を福祉介護課介護保険係に提出してください。
※決定通知書が属する年度内に提出してください。
3. 書類精査が完了後、申請者本人名義の口座に助成金を振り込みます。

【お問合せ先】

平内町役場 福祉介護課 介護保険係 TEL:017-755-2114